「吉津園指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

１．事業の目的と方針

要介護状態にある方に対し、適正なサービスを提供することにより、要介護状態等の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．施設の内容

（１）事業者

法人名	社会福祉法人　愛　幸　会
事業名	指定居宅介護支援事業
法人所在地	静岡県静岡市葵区吉津１９９番地
代表者氏名	理事長　澤田　初子
電話番号	０５４（２７８）５５６６

（２）利用施設

施設の名称	吉津園指定居宅介護支援事業所
施設の所在地	静岡県静岡市葵区吉津１９９番地
事業所番号	２２７４１０００１１号
管理者の氏名	主任介護支援専門員　柴田　純子
電話番号	０５４（２７８）５５６０
ＦＡＸ番号	０５４（２７８）５５６８
サービス提供地域	静岡市葵区、駿河区

（３）法人が行なっている他の事業

当法人では、次の事業も行なっています。

介護老人福祉施設	２２７４１００８９６号
短期入所生活介護	２２７４１００８８８号
通所介護	２２７４１００８７１号
介護予防短期入所生活介護	２２７４１００８８８号
第１号通所介護(通所介護相当サービス)	２２７４１００８７１号

（４）事業所の体制

特定事業所加算(Ⅲ)取得事業所

管理者	事業所の管理・運営全般	常勤１名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	常勤２名以上 主任介護支援専門員２名以上配置
窓口開設時間	月曜日～金曜日　８時３０分～１７時３０分（土、日、祝日・年末年始は休業）電話により、２４時間常時連絡が可能な体制になっています。	

３．サービス内容

（１）居宅サービス計画の作成

（２）居宅サービス事業者との連絡・調整・サービス担当者会議

（３）サービス実施状況の評価

（４）利用者の状態把握

（５）給付管理

（６）要介護認定（更新・変更を含む）申請に対する協力・援助

（７）相談業務

４．費用

（１）利用料金

要介護認定等を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※　利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて、下記の金額（１ヶ月当り）をいただき、　「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、静岡市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

（2026 年 6 月 1 日現在）

	サービス内容		単位
通常算定される項目	居宅介護支援Ⅰ(45 件未満)	要介護1・2	1,086 単位/月
		要介護3・4・5	1,411 単位/月
	特定事業所加算(Ⅲ) ★		323 単位/月
	特定事業所医療介護連携加算		125 単位/月
	処遇改善加算Ⅳ(新設)		所定単位数の 2.1%
状況により算定される項目	初回加算		300 単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院当日		200 単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院後3日以内		100 単位/月
	退院・退所加算(Ⅰ)イ		450 単位/月
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600 単位/月
	退院・退所加算(Ⅱ)イ		600 単位/月
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750 単位/月
	退院・退所加算(Ⅲ)		900 単位/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位/回
	ターミナルマネジメント加算		400 単位/月
	通院時情報連携加算		50 単位/月

（１単位×10.42 円）

※令和８年６月より介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定します。（所定単位数の２．１％）
なお本加算は、介護保険から全額給付となるため、利用者の自己負担は発生しません。
（介護職員等の賃金、職場環境の改善と質の高い介護サービスを継続的に提供するための加算の算定となります。）

５．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

あらかじめ、サービス開始に際し、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えさせて頂きます。

６．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するなど、必要な措置を講じます。

７．公正中立による居宅サービスの作成

介護支援専門員は、提供開始に際し利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立の立場から常に利用者の希望に基づき、居宅サービス計画作成に当たり、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができました。また、居宅サービス計画書の位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求める事ができることについて、利用者又は家族に懇切丁寧に説明し、理解を求めます。公正中立の立場を踏まえ、前６月間の計画数に対してのサービス事業所の占める割合、サービス種類別にケアプランに位置付けした割合を説明し理解を求めていきます。

８．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

９.実習生の受け入れについて

事業所は、介護支援専門員実務研修カリキュラムに基づいて実施される介護支援専門員見学実習の受け入れ先事業所となっており研修が開催される期間利用者への訪問等の際、実習生を伴わせて頂く場合があります。実習生には介護支援専門員同様に守秘義務が課せられ、情報の取り扱いについては細心の注意を払わせていただきます。

１０．利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１１.虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を予防するため、必要な措置を講じます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

１２．損害賠償について

当事業所において事業所の責任により、利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

１３．ＢＣＰ〈業務継続計画策定〉

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を作成し、その計画に対して職員の周知、研修及び訓練等を実施します。

１４.雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保

事業所はハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、必要な措置を講じます。

１５．身体拘束等の適正化

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な場合を除き、身体拘束等を行わないものとします。身体拘束を行う場合には、その態様及時間その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１６．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

・苦情解決責任者　澤田　彰宏（施設長）

・苦情受付担当者　金子　真奈美（施設介護部次長）

連絡先　０５４（２７８）５５６６

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

静岡県福祉サービス運営適正化委員会　静岡県静岡市葵区駿府町１番７０号
連絡先　０５４（６５３）０８４０

国民健康保険団体連合会（介護保険課）　静岡県静岡市葵区春日町２丁目４番３４号
連絡先　０５４（２５３）５５９０（苦情専用）

静岡市役所　介護保険課　静岡県静岡市葵区追手町５番１号
事業者指導第２係　連絡先　０５４（２２１）１３７７

苦情処理第三者委員

氏　名　浅井正英　連絡先　０５４（２７８）９７２８

氏　名　岩田信夫　連絡先　０９０－５６０５－４７２１

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

また、解決を見出せない場合においては、県の社会福祉協議会等への取次ぎをします。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業者＞

事業所所在地　静岡市葵区吉津１９９番地

事業所名　吉津園指定居宅介護支援事業所

管理者　柴田　純子　印

重要事項説明書説明者名

介護支援専門員　印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業所の職員である　介護支援専門員　から重要事項の説明を受け同意しました。

＜契約者・利用者＞

住所

氏名　印

＜代理人＞

住所

氏名　印

続柄